

# 海外O T A活用着地型旅行商品販売促進業務 仕様書

## 1 目的

近年、インターネット上でグローバルに旅行商品を取り扱うオンライントラベルエージェント（以下「海外O T A」。）を利用して旅行を手配する訪日外国人観光客が増加している。

そのため、県では、県内の観光事業者等による体験プログラムなどの着地型旅行商品の海外O T Aでの販売を促進し、本県のインバウンドの拡大を図ることとしている。

本業務は、県内の観光事業者等により造成された着地型旅行商品が海外O T Aで販売されるよう、県内観光事業者等に対し海外O T A出品に向けたサポートを行うとともに、海外O T Aサイト上に着地型旅行商品等の情報をまとめた青森県特設ページを開設し、海外O T Aを利用する外国人へ本県着地型旅行商品をP Rすることで、販売を促進するものである。

## 2 契約期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

## 3 業務内容

### （1）海外O T Aへの出品サポート

#### ① サポート内容

県内観光事業者等（県内観光事業者・県内DMO）が造成した着地型旅行商品を海外O T Aへ出品するための下記をサポートを行う。

(a) 県内観光事業者が出品の際に参考とできるような簡便な出品マニュアル（A4サイズで5ページ以内）を作成すること。

(b) 県内観光事業者がメールや電話等で相談できる出品サポート窓口を開設すること。

(c) 県が開催する県内観光事業者等向けオンラインセミナー（令和6年9月以降に2回程度の開催を想定）において、海外O T Aへの出品サポート体制の報告や商品出品に関するアドバイス等を行うこと。

#### ② 本業務で着地型旅行商品の出品を想定する海外O T A

韓国、台湾、香港いずれかの市場で多く活用されている海外O T A（1者）とする。

#### ③ 出品サポート期間

契約日から令和7年3月21日（金）までとする。

#### ④ 目標とする新規出品数

本業務による出品サポートを通じ、令和6年11月30（土）までに10商品以上、令和7年3月21日（金）までに合計20商品以上（1者あたり2商品程度）が新たに海外O T Aで販売されるようにすること。

なお、本業務による出品サポートを通じ、新たに海外O T Aで販売される商品の7割以上は、それまで1度も他の海外O T Aに出品されていないものとする。

### （2）海外O T Aサイト上での本県特設ページの開設

上記（1）の出品サポートを通じ海外O T Aに出品された着地型旅行商品や本県観光の魅力をP Rする特設ページを開設する。

#### ① 開設時期

令和6年12月～2月の間とする。

#### ② 開設期間

2週間以上とする。

③ 開設するOTA数

1者とする。

**(3) 業務報告書の作成**

業務完了時は県に上記「3 業務内容」の(1)及び(2)の実績を記載した業務報告書を電子データで提出すること。

**4 その他留意すべき事項**

- (1) 本業務の実施においては、発注者及び着地型旅行商品を造成している県内観光事業者等との連携を密にすること。
- (2) 受注者は、発注者の承諾を得た上で業務の一部を再委託することが出来る。その場合は、再委託先ごとの業務内容及び再委託先の概要、その体制、責任者等を明記の上、事前に書面にて申請すること。  
ただし、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (3) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 業務に関する内容は、発注者の許可なく外部に発表してはならない。
- (5) 受注者の責任に起因する問題が発生した場合、受注者は、自らの責任においてこれを修復すること。
- (6) 成果品に係る第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は、受注者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含む。
- (7) 業務における成果品（業務を行う上で制作したデータ等を含む。）に関する一切の著作権その他の知的財産権については、引き渡し時点で青森県に帰属するものとする。ただし、成果品に含まれる受注者が従来から権利を有している受注者固有の知識、技術に関する権利等については受注者に留保されるものとし、受注者がこれらを利用し成果品に類似した製品を作成することを妨げない。
- (8) 会計関係帳簿及び証拠書類を整備し、本業務に係る経費を明確にしておくこと。
- (9) 関係書類については、委託完了年度の翌年度から起算して5年間保存し、会計検査や各種監査が行われる際には、発注者の求めに応じ関係書類を提出すること。
- (10) 本業務の履行にあたり、契約書、仕様書及び発注者から提出された資料等に明記されていない事態が発生した場合は、受注者と発注者が協議するものとする。

**5 参考**

本県が令和6年2月に県内観光事業者等を対象に実施した調査では、外国人が体験可能な着地型旅行商品は171商品あり、うち約59商品は海外OTAサイト上で販売され、112商品が販売されていない状態であった。